

# 名瀬労働基準監督署からのお知らせ

労基署  
だより

第168号  
R3.9.10

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

新型コロナ特別労働相談窓口  
鹿児島労働局  
雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239

## 《鹿児島県最低賃金が改正されました》

**821円（令和3年10月2日効力発生）**

鹿児島県最低賃金は、現行の1時間当たり793円から本年10月2日より1時間当たり28円引き上げられ、821円に改正されます。

支払っている賃金額、支払われている賃金額が、最低賃金額以上の額となっているのか確認してみましょう。

最低賃金は、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、また、年齢にも関係なく、すべての労働者が対象となります。

【最低賃金額との比較方法】

(1)時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額

(2)日給の場合 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

(3)月給の場合 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

(4)上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ①基本給(日給) $\rightarrow$ (2)の計算で時間額を出す
- ②各手当(月給) $\rightarrow$ (3)の計算で時間額を出す
- ③①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額

※最低賃金との比較において、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用される方には、当該特定最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

## 《労働相談コーナー》

Q 会社の労務担当者です。今回、県最低賃金が引き上げられますが、何か企業向けの支援はないのでしょうか。

A 「業務改善助成金」をご案内します。

この助成金は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援するものです。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】

- ・「業務改善助成金コールセンター」TEL 03-6388-6155
- ・鹿児島労働局 雇用環境・均等室 TEL 099-223-8239

 業務改善助成金 検索

## 《台風シーズンにおける墜落・転落災害の防止対策の徹底》

台風の影響により屋根・外壁等が損傷し、高所で復旧作業を行う際は、墜落・転落災害の防止対策の徹底をお願いします。墜落・転落災害は、死亡や後遺症を引き起こす重篤な災害になる可能性が高いものです。(名瀬労基署管内において平成30年に倉庫のスレート屋根の復旧作業中にスレート屋根を踏み抜きコンクリート床に墜落し死亡する災害が発生しています。)高所からの墜落災害を防止するため作業床の設置・安全帯の使用など災害防止対策の徹底をお願いいたします。

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！